

兵庫県公安委員会告示第210号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の2第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく聴聞について、同条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年10月10日

兵庫県公安委員会
委員長 津田 隆雄



- 1 聴聞の期日
令和7年10月21日 午前10時00分から午後0時00分まで
午後1時00分から午後3時00分まで
- 2 聴聞の場所
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部本館1階 兵庫県公安委員会聴聞室